

精神障害者の保健・医療・福祉の総合計画
(仮称) の検討内容に対する見解

社団法人 日本精神科病院協会

「精神障害者の保健・医療・福祉の総合計画(仮称)に盛り込むことを検討中の主な内容事項」についての問題点をあげる。

○社会復帰施設の充実

社会復帰施設整備促進のため、既存の精神病棟の転換等の手法を検討するあるが、病棟転換にあたって既存の社会復帰施設の構造基準に改築することは甚だ困難であり、より多様な改築可能、転換可能な施設基準を十分に検討すべきであり、それに伴う財政的裏付け等の検討が十分に行われる必要がある。また、病棟がそのままの形で転換ということがない限りは、入所人数は減少することになり入所できない人達を何処でどのように処遇するかの支援システムなども検討すべきである。

○精神病床の機能分化

急性期、重症、児童思春期、薬物依存、身体合併症等に対応する病床と、リハビリテーションや長期療養を要する患者に対応する病床への機能分化を次期医療法改正において図り、機能別の病床ごとに目標整備数を定めるとある。

医療法において機能別の病床を細かく規定することは病床の硬直化が起こり、実質の運用に困難を来たし、ひいては利用者への不利益を生ずることとなる為、診療報酬体系における機能分化を求めるものである。

○これらのこととは日本精神科病院協会においても、これまで討議をしてきているものもあり、入院患者の実態調査も近く行う予定をしているところである。そのような実態調査を基礎において検討を十分に行うことが不可欠であり、軽々にあまりに細部に渡る結論を急ぐことは将来に禍根を残すものになると危惧する。